

令和2年度第1回 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和2年9月25日(金) 13時48分～14時55分

場所

広島合同庁舎2号館6階 7号会議室

出席者

【公益代表委員】

三井部会長、長谷川部会長代理、村上委員

【労働者代表委員】

国友委員、久保委員、高本委員

【使用者代表委員】

中野委員、濱崎委員、谷口委員

【事務局】

巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官、小松専門監督官

議題

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

吉川室長補佐

少し早いですが、始めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、ただ今から第1回広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、これより当専門部会名を略して「金属製品製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。今回は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第「(1)部会長、部会長代理の選出について」まで、私賃金室長補佐の吉川が、進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名中3名、労働者代表委員3名中3名、使用者代表委員3名中3名、計9名の全委員に御出席をいただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会の公開につきまして、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでしたので、御報告を申し上げます。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと思います。お手元の別冊資料 1 に本金属製品製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に御紹介をさせていただきます。

(各専門部会委員の紹介)

吉川室長補佐

ありがとうございました。それでは、次に労働基準部長の巻幡より、御挨拶を申し上げます。

巻幡労働基準部長

広島労働局労働基準部長の巻幡でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、この金属製品製造業最低賃金専門部会の委員に御就任をいただきまして、また、本日第1回の専門部会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。特定最低賃金は、県の最低賃金と異なり、関係労使のイニシアティブにより設定するということが法律上基本となっております。この金属製品製造業最低賃金は、現在時間額 922 円でございますが、本年度、事業の公正競争を確保するという観点から、改正の申出がございまして、本日より委員の皆様方に具体的な調査審議をお願いすることとなった次第でございます。

日程調整につきましても、委員の皆様方には大変御無理を申し上げて、お願いしたところでございますけれども、年内発効に向けて御理解、御協力のほどをお願いしたいと思います。冒頭でございますが、挨拶させていただきます。

どうぞ、審議方をよろしく願いいたします。

吉川室長補佐

それでは、次に事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

吉川室長補佐

もう一人、福丸という専門監督官がありますが、本日は不在ですので、また次回に顔合わせさせていただきたいと思っております。

それでは、ここでお手元の「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」の共通資料 3、通し番号の3ページ、「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」を御覧ください。本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

続きまして、議事「(1) 部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用す

る同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。公益代表委員には、予め御協議をいただいております。部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告を申し上げます。

狭間賃金室長

それでは、御報告を申し上げます。金属製品製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補といたしまして三井正信委員、部会長代理候補といたしまして長谷川栄治委員が推挙されております。以上でございます。

吉川室長補佐

ただ今、賃金室長より御報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様方に御異議等ございませんでしょうか。

(異議なし)

吉川室長補佐

はい。ありがとうございます。それでは部会長に三井委員、部会長代理に長谷川委員を御承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席を用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(部会長席、部会長代理席の設営)

吉川室長補佐

それでは、三井部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

○三井部会長

はい。ただ今、部会長に選出いただきました三井でございます。今年はコロナ禍という厳しい状況の下で、県最賃は据置きという状況でございましたが、この金属製品製造業最低賃金については、専門部会が開催されまして、その引上げを巡って検討するというところでございます。諸般の事情を考慮いたしまして、できる限り円滑かつ公正に、この金属製品製造業最低賃金の改正決定に尽力をしていきたいと思っておりますので、どうか皆様方、御協力のほどを何卒よろしく、お願い申し上げます。

それでは早速ですが、第 1 回専門部会の議事「(2)広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

坂本賃金指導官

はい。それでは、資料の御説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」と「別冊資料」とに

分けて構成しております。

まず、「特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料」につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。また、「別冊資料」につきましては、本金属製品製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、7種類の特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、「特定最低賃金」或いは「特定最賃」というふうに略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。まず一点目として、共通資料 1、通し番号の1ページ、「特定（産業別）最低賃金について」を御覧ください。既に御承知のこととは思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしましては、「労働協約」ケースと「公正競争」ケースの2種類がございますが、本金属製品製造業最低賃金につきましては、机上配布しました「令和2年度特定最低賃金の改正申出状況」のとおり、公正競争ケースの要件を以って、改正申出がなされております。審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

次に二点目に改正決定の手続きでございますが、本年8月21日の第530回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料 2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三点目に、広島地方最低賃金審議会で了承されました事項について、御説明いたします。共通資料 4、通し番号の5ページ、「令和2年度広島地方最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしましては、記の2に「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする」とされております。また、共通資料 5 - 2、通し番号の13ページ、「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料 7、通し番号の25ページ、「令和元年度最低賃金審議経過一覧」を御覧ください。

下欄の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から2列目に「金属製品製造業」がございます。

昨年、令和元年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額20円、時間額922円の答申を頂いております。本年度のスケジュールを申し上げますと、10月30日、金曜日午後1時00分から第532回本審を開催予定としております。

特定最賃の年内発効をするためには、この本審において、本専門部会の部会長報告を行い、答申することが必要となります。

続きまして、共通資料 8、通し番号の 26 ページを御覧ください。

本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会のさらなる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。

今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを御了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

狭間賃金室長

それでは改めまして、賃金室長の狭間でございます。私のほうからは、金属製品製造業に係る別冊資料の御説明を申し上げます。

まず、別冊資料 2 について、御説明いたします。通し番号で申しますと 2 ページとなりますが、これは現行の広島県金属製品製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するののかということを示した産業分類とを併せて添付してございます。

続いて別冊資料 3、通し番号で申しますと 21 ページを御覧ください。

これは全国の金属製品製造業関係の特定最低賃金の一覧表でございます。

広島の外に岩手、富山、石川、京都とございます。

続きまして、別冊資料 4、通し番号の 22 ページからは、広島県内の金属製品製造業の最低賃金に関する実態調査の概要でございます。広島労働局で本年 5 月から 7 月にかけて、各事業所に通信調査を実施して、結果を取りまとめたものでございますが、製造業につきましては、1 人～99 人規模、小売業につきましては、1 人～29 人規模の事業所を対象とした抽出調査となっております。この調査は調査対象となる事業所を母集団の中から規模別、業種別に無作為に抽出して行う抽出調査であり、全数調査ではございませんので、その結果には補正、復元をかけております。

なお、調査対象月は、令和 2 年 6 月分の賃金としております。

続いて、実態調査の個別資料の説明に移らせていただきます。

別冊資料 4 - 2、通し番号の 27 ページを御覧ください。「最低賃金実態調査における分位偏差」という表題でございますが、ページの一番下に広島県の金属製品製造業の昨年以前の最低賃金額と発効日をお示ししております。

また、各規模別の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数、中位数をお示ししておりますが、これは時間額を低い順から並べていって、全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1、そして 2 分の 1 となる数値がそれぞれいくらかになるのかを表しております。そして令和 2 年度におきましては、それぞれ 923 円、956 円、1,123 円、1,400 円となっております。

続いて、通し番号に枝番を振っておりますが、その次 28 ページの枝番 1 ページ

でございます。これは時間額と労働者の累積人数のグラフでございます。

横軸が 10 円刻みの時間額、左の縦軸がその賃金帯に属する労働者数を棒グラフで示しております。右の縦軸が折れ線で人数の累計を示しております。

ちなみに広島県金属製品製造業の最低賃金額は 922 円でございますが、グラフが 10 円刻みでございますので、この 920 円のところに最低賃金の設定の労働者が存在していることとなります。また、数字的に切りのいい 950 円、1,000 円で山ができております。また、1,100 円と 1,200 円以上にもまた大きな塊がございます。

なお、920 円より下につきましては、142 名の方がおられますが、特定最低賃金の適用が除外される労働者が存在していると想定されます。

続いて、通し番号の 28 ページの枝番 2 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものでございます。

続いて、通し番号の 29 ページを御覧ください。金属製品製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移のグラフでございます。

続いて、通し番号の 31 ページを御覧ください。事業所規模別の「未満率」でございます。御承知の通り、未満率とは「現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合」ということとなりますが、規模毎に時間額 922 円を下回っている労働者の比率を示しております。

続いて、通し番号の 32 ページを御覧ください。「最低賃金引上げ試算表」でございます。現行の最低賃金額の 922 円から 1 円刻みでアップさせた場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり「影響率」の変化を 1 円単位で示した試算表でございます。

最後に通し番号の 33 ページを御覧ください。過去 15 年間の金属製品製造業における最低賃金の引上げ額と未満率、そして影響率の一覧表でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○三井部会長

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から資料につきまして、御説明がございましたが、これらにつきまして、何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

○中野委員

すみません。よろしいですか。

○三井部会長

はい。結構です。

○中野委員

確認なのですが、今、御説明をいただいた別冊資料 4 - 3、通し番号の 28 ページの枝番 1 ページのところの資料説明で、920 円の下のところは、この業種に関係ない方というお話であったと思うのですが、その後の通し番号の 31 ページの未

満率の人数は、最低賃金額未満ではあるけれど、この特定最賃に関係のない人ということなのですか。

狭間賃金室長

未満率ですので、特定最賃の適用が除外される業務に従事されている方と最低賃金額を下回っている方の両方がおられる可能性がございます。それを含めて未満率でございます。

○中野委員

しかし、先の 28 ページの枝番 1 ページのところでは、920 円のところに何人かいて、それより下の 142 人とかは、その対象に入らない業務をされている方というふうに言われましたよね。

狭間賃金室長

すみません。特定最賃の対象でない業務をされている方に限定するのではなく、特定最賃の対象でない業務をされていることが想定されるということです。

○中野委員

ですから、特定最賃の対象でない人と特定最賃の対象ではあるけれど、そこまで支払われていない人がいるということですね。

狭間賃金室長

そういうことです。

○中野委員

今までの未満率というのは、あくまで特定最賃の対象となる範囲の中での未満率ではなく、特定最賃の対象とならない方も含めての未満率だったということですか。

狭間賃金室長

はい。そういうことです。

○中野委員

ですから、未満率自体は、この特定最賃の対象者だけに限定してみた場合、この数値までにはいかないということですね。

狭間賃金室長

ですから、未満率イコール違反率とは言えないということです。

○中野委員

この未満率の数字には、今は特定最賃の対象外の方も含まれているので、本来の

対象者だけをみた場合は、ここの未満率の数値まではいかないということなのですね。

狭間賃金室長

はい。人数の割合にもよりますけれど、そういうことになります。

○中野委員

それでは、賃金を引き上げるときに算出される影響率も一緒なのですか。特定最賃の対象でない労働者も入っての影響率になっているわけですか。

狭間賃金室長

そうです。特に 920 円、922 円より下の方については。

○中野委員

ですから、特定最賃の対象となる業務以外の方も入っているということなのですか。

狭間賃金室長

そうです。

○中野委員

はい。すみませんでした。

○三井部会長

はい。よろしゅうございますか。外に何か御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○三井部会長

はい。それでは、外に質問等もないようですので、広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思います。

なお、今後の審議は、公開することで個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがありますので、「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」第 5 条に基づき、非公開とさせていただきたいと思います。傍聴者はいないのですが、原則、非公開ということ、この時点以降、はっきりとさせておきたいと思います。それでは、これから非公開ということでございます。

【以下非公開】

(了)